

令和7年第2回区議会定例会追加提出予定議案

第1 条例

1 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の法律が施行されることに伴い、部分休業の取得方法に、1年につき、勤務時間の10日分相当の時間数を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこととする方法を追加する。

(2) 施行期日

令和7年10月1日

(3) 参考

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）

公布 令和7年1月8日 施行 令和7年10月1日

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

3 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 子育て部分休暇の取得方法に、1日の勤務時間の全部について勤務しないこととする方法を追加する。

イ 仕事と介護又は育児の両立の支援に係る意向確認等の措置を講ずる。

(2) 施行期日

令和7年10月1日

（公布の日から、上記(1)イの措置を講ずることができることとする。）